

特定非営利活動法人南房総 I T 推進協議会会費に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、特定非営利活動法人南房総 I T 推進協議会（以下「協議会」という）定款第 7 条第 2 項の規定に基づき、会費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の主旨)

第 2 条 会費は、協議会の行う広報・普及・啓発活動や会員を対象とする研究研修活動、及び通常の業務運営に経常的に要する各種の費用に充てるものとする。

(年会費の金額)

第 3 条 年会費の金額は次のとおりとする

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 正会員 | 6 千円 |
| (2) 個人賛助会員 | 一口 3 千円とし一口以上 |
| (3) 団体等賛助会員 | 一口 1 万円とし一口以上 |

2 団体等賛助会員のうち、理事長が特に必要と認めた場合には、会費を免除することができる。

3 正会員及び団体等賛助会員が年度途中に入会した際の年会費については、入会した月から起算する月割り計算で求めた金額とする。

(会費の支払方法)

第 4 条 年会費の支払方法は原則として年額一括払いとし、毎年 6 月末日までに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めた場合には月払いとすることができる。

(会費の納付方法)

第 5 条 会費の納付方法は、理事長が別に定める金融機関の口座への振込みとする。

2 会費の納付に要する銀行振込み手数料は会員の負担とする。

(納入遅延に対する措置)

第 6 条 理事長は会費の納入を遅延した正会員に対して、協議会が行う一部の事業への参画を一時的に制限できるものとする。

附 則

この細則は、平成 22 年 6 月 5 日から施行する。